

令和6年（2024年） 8月 6日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

令和6年3月1日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市長が行った令和5年10月6日付け及び令和5年10月26日付け行政文書部分公開決定処分に対する審査請求について

答 申

第 1 審査会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 1 0 月 6 日付け及び令和 5 年 1 0 月 2 6 日付けで行った部分公開決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和 5 年 9 月 2 2 日付けで、「市道●●号線特定地先①平成●年●月●日地元説明会にて開示された概略道路工事計画平面図、②●●線測量設計委託による道路計画平面図（未改良区間のみ）」について、姫路市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求①」という。）を行った。

また、令和 5 年 1 0 月 1 2 日付けで、「特定地先の市道●●号線の各計画図面①最終の計画道路横断面図、②●●線計画平面図面、③計画道路横断面図、④ 1 0 月 6 日受領の概略道路工事計画平面図（CAD データー）autoCAD SFC・DXF」について、条例第 6 条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求②」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求①のうちの文書②について、令和 5 年 1 0 月 6 日付けで、工事が完了していないため公にすることにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非公開とした（以下「本件処分①」という。）。

また、本件請求②のうちの文書①②③についても、令和 5 年 1 0 月 2 6 日付けで、工事が完了しておらず公にすることにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非公開とした（以下「本件処分②」という。）。

3 審査請求の提起

審査請求人は、本件処分①②を不服として、令和 5 年 1 2 月 1 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分①②を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、補正書、反論書及び口頭意見陳述において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開請求された文書は、工事が完了していないので公にすることにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある未確定な図面であるとしているが、なぜ、確定できていないのに説明会で公開したのか。地元説明会にて住民、地元役員及び利害関係人に公開され一部関係者に手渡し配布している。関係人に公開していて、どの部分が支障を及ぼすのか明確な説明を求める。

(2) 公開は、なぜ工事完了後になるのか。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書、諮問説明書及び審査会からの追加質問への回答における主張は、おおむね次のとおりである。

1 事案の概要

審査請求人が条例第6条に基づき行った「●●線整備事業（以下「本件事業」という。）の未完了部の図面」公開請求に対し、工事が完了しておらず公にすることにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして処分庁が行った部分公開決定の取り消しを求めているものである。

2 審査請求事項に対する弁明について

本件事業では、実施に伴う計画説明において、事業の概要や実施への意見集約、これらへの同意を得るため地元説明会において協議用図面の提示を行っている。また、これまで本件事業に関係する土地所有者（以下「本件土地所有者」という。）との間で幾度となく個別の協議が行われているが、道路用地の取得が難航し事業完了時期は見通せない状況が続いている。

このような中、処分庁が非公開とした図面等は、地元説明会で事業の概要を示す案として提示した協議用図面とは異なり、本件土地所有者の所有する物件等に関する内容を伴うもので、本件土地所有者との様々な個別の協議に用いるために作成した図面等である。これらは、道路位置や用地買収範囲が特定される内容を含んだ情報であるが、調査等が行われていない未確定な内容や変更済みの内容を含んだ検討途中の情報である。

そのため、これらの図面から特定される情報は、実際の道路位置や用地買収範囲と異なる可能性が十分に想定され、また、これらが変更された場合には、関係人に強い不信感を生じさせることとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため条例第7条第5号イに該当すると判断した。

また、審査請求人は、地元説明会で公開されている図面が存在するのに、どの部分が公開することに支障を及ぼすのか、既に公にされている図面を工事完了後に公開するとしたことは納得できないと主張している。しかしながら、当該図面の取扱いについては、地元説明会で事業内容の説明や意見集約及び同意を得るために参考提示する場合は、説明終了後には回収をしたり、個別の本件土地所有者へは提示に留めておく対応を原則としている。これは事業内容が未確定状態のまま公になることで、事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることや、公正公平な工事入札等を阻害する可能性が考えられるための措置である。そのため、事業が完了するまで未確定図面等は公にしない対応を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件事業と本件処分①②により実施機関が非公開決定とした文書（以下「本件非公開文書」という。）の関係について

本件非公開文書は、いずれも本件処分①②が決定された時点において完了していない事業に係る文書である。

本件事業は、審査請求人及び実施機関からも説明があったとおり、その事業期間は長期化し現在に至っている。そして実施機関からの説明では、現時点においても事業完了時期は見通せない状況であるとしている。

また、実施機関は、本件事業は法令等により事業計画が公表される事業ではないため、これまで地元へ事業概要を説明するために案として提示した図面や、事業用地の取得のために本件土地所有者との個別協議に用いるために作成した図面等が存在するとし、これらの図面は地元への説明会に用いるものは説明会のみ用い、個別の協議等に用いるものは個別の協議等にのみ用いたものであると説明している。加えて、これらの図面の中には、今後本件事業において入札が実施される工事に係る数量等の内容が含まれる図面もあると説明している。

そして、このような状況の中で作成された本件非公開文書は、本件土地所有者との個別の協議に用いるために作成された図面等であり、本件事業の検討途中にあるもので、未確定の道路位置や変更済みの内容等を含むものであるとしている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第5号イについて

条例第7条第5号は、非公開情報として次のとおり規定している。

市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(2) 本件非公開文書の条例第7条第5号イ該当性

本件非公開文書を公開することによるおそれは以下のとおりである。

ア 実施機関より本件非公開文書が公開された場合、これを見た者に「確定した文書」であるという誤解を生じさせ、特に本件土地所有者にとっては、混乱をまねいたり今後の生活を左右する情報となりかねない。そのため、この未確定な文書が今後の実施機関との契約等の協議にも影響を与え、支障を生じさせるおそれに繋がるのが容易に推測できる。

また、本件非公開文書には、実際に工事を行う段階になった場合の工事入札に係る情報も記載されており、当該情報が事前に情報公開という形で公になることで、入札自体の公正さが損なわれる可能性があることも、契約に関し事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当する。

イ 本件非公開文書は未確定な内容であるため、検討段階で変更になっている内容も含まれており、このような文書が公開されてしまうと、今後も更に変更があるのかとの懸念が地元関係者の間に広がり、結果的に、本件土地所有者や既に同意の立場をとっている関係者にも不安感を与える等の影響が予想される。このことが、交渉に関し事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当する。

ウ 本件非公開文書は本件土地所有者の所有する物件に関する内容を含み、これまでの個別の協議に用いるために作成した図面等である。そのため本件非公開文書を本件土地所有者ではない、本来知り得るはずのない第三者へ公開することは、本件土地所有者に不信感を与え、このことで今後の実施機関との協議への協力が得られなくなる等の支障が生じ、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれに該当する。

3 上記のア、イ及びウのとおり、本件非公開文書は条例第7条第5号の非公開情報に該当する。

そのため、実施機関が本件非公開文書を「工事が完了していないため、公にすることによ

り事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、非公開とする決定をしたこと及び公開請求があったその他の文書について部分公開したことは妥当である。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和6年3月1日	—	諮問書提出
令和6年3月15日	令和5年度第6回審査会	諮問説明 審議
令和6年3月22日	令和5年度第7回審査会	追加質問
令和6年4月26日	令和6年度第1回審査会	審査請求人口頭意見陳述 審議
令和6年5月17日	令和6年度第2回審査会	追加質問 審議
令和6年6月21日	令和6年度第3回審査会	審議
令和6年8月6日	—	答申